

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく
政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議
(令和8年4月15日) 発言概要

○公明党

1. 女性皇族の婚姻後の身分保持及び配偶者・子の身分

- ・国民の理解も得られ、皇室の歴史とも整合的と考えられ、制度化を検討すべき。
- ・現在の内親王殿下、女王殿下については、現行制度の下で人生を歩んで来られたことに鑑み、皇族の身分を保持するか否かについて一定の配慮をすべき。
- ・配偶者及び子は、皇族の身分を持たないのが適切であり、そのことは女性皇族の方の婚姻の支障とならないのではないか。なお、憲法上の問題は生じないと認識。

2. 皇統に属する男系男子の養子縁組

- ・認めるべき。対象を旧11宮家の方々に限定してよいと考える。
- ・縁組後に養子と婚姻した妻及び縁組後に生まれた子は、皇族の身分を持つこととすべき。
- ・憲法上の問題は生じないと認識。

3. その他

- ・皇室典範改正に関する基本的立場は、令和6年4月の党意見書で取りまとめたとおり。
- ・皇族数の確保を優先すべきで、第1案（女性皇族の婚姻後の身分保持）と第2案（男系男子の養子縁組）を併せて制度化していくのが基本的な立場。
- ・悠仁親王殿下までの皇位継承の流れは、ゆるがせにはならず、悠仁親王殿下の次代以降の在り方は、予断を持たず、静かな環境の下で引き続き議論を深めていくべき課題。